

## 正像末法和讃

一 「淨土和讃」「高僧和讃」におくれること十年、親鸞八十五歳のころから「正像末法和讃」はその作成がすすめられ翌年に成立をみた。八十四歳の康元元年（一二五六）夏に息男善鸞を義絶し、鎌倉における念佛についての訴訟事件をめぐって動搖する東国の大門弟に精力的に他力信心の方を訴え続けた親鸞は、末法濁世の現実を生きることの悲歎を味わったが、それにもかかわらずどのような者を見捨てない弥陀の本願への讃仰の念をますます深くした。

二 善導の著作。一巻。正しくは『依觀經等明般舟三昧行道往生讃』といい、略して『般舟讃』とよぶ。以下二行は『般舟讃』巻頭の引用。「一切往生知識等」は、往生淨土を願うすべての人々の意。この場合の「知識」は、縁のある人々を意味する。「無上信心」は他力廻向の信心のこと。文明本にはこの引文はない。

三 一二五七年。親鸞八十五歳。三月に正嘉と改元。  
 234 の夢告和讃は、草稿本である國宝本では、正嘉元年閏二月一日に「この和讃を夢に仰せを蒙りてうれしさに書きつけ参らせたるなり」と付記し、「連の和讃（三十五首）」の次に書き加えられている。濁世の人々は大悲の本願をたのみ、他力廻向の信心に帰すべきことを明らかにする。

四 弥陀の本願を信ぜよ。本願を信ずる人はすべて、攝取不捨の御誓いに従ひ取つておまもり下さることによって究極のさとりを得るのである。

◇無上覺 仏のさとり。梵語「菩提」の新訳。

般舟二昧行道往生讃曰  
 敬白ニ一切往生知識等一大須ニ慚愧一釈迦如來  
 是慈悲父母種種方便發三起セシメタマフ  
 我等無上信心一

康元二歳丁巳二月九日夜  
 寅時夢告云

234  
 弥陀の本願信ずべし

本願信ずる人はみな  
 摄取不捨の利益にて  
 無上覺をばさとるなり

234  
 本願信ずる人はみな  
 摂取不捨の利益にて  
 無上覺をばさとるなり

四 文明本は「正像末淨土和讃 愚癡善信集」とする。  
 235 250の十六首は、末法における釈尊の遺教の衰滅と五濁が増大する時代相を示して悲歎する。

235 釈尊がおかくれになつてからすでに二千余年が過ぎ去り、正法・像法の時代はすでに終つてしまつた。釈尊の亡きあとに生れてきた弟子たちは、この末法の時代を歎き悲しむべきである。

◇釈尊 文明本には「釈迦如來」とある。◇正像の二時 釈尊の滅後千年（五百年説もある）を正法といい、教説（教）とその実践（行）と、その成果（証）とが正しくそなわり、釈尊の教えが完全に行われる時代。その次の千年（五百年説もある）を像法といい、教と行は成り立つが、証を得る者がない時代。

236 末法五濁の世は、人間が教法にもとづく修行や、修行によつてさとりを得ることが不可能な時代なので、釈尊が遺された教法はすべてみなこの世から失せて、童王の宮にかくれてしまわれた。

◇五濁 効濁（時代の濁り）、見濁（思想の乱れ）、煩惱濁（悪徳の栄え）、衆生濁（人の資質の低下）、命濁（生命力の衰え）をいう。◇有情 すべての生きものをいうが、ここは人間のこととをいう。「淨土」「高僧」の二和讃には旧説の「衆生」の語が用いられ、「有情」は全く用いられないが、「正像末法和讃」では、主に新説の「有情」が用いられる。◇遺法 釈尊の説きのされた教法。◇龍宮にいりたまひにき、「末法燈明記」に、末法がきわまつて「教法龍宮に藏る」とある。

235  
 一釈尊かくれましまして  
 二千余年になりたまふ  
 正像の二時はをはりにき  
 如來の遺弟悲泣せよ

236  
 二末法五濁の有情の  
 行証かなはぬときなれば  
 釈迦の遺法ことごとく  
 龍宮にいりたまひにき

\* 親鸞の京都退隱後に閑東門徒の間で念仏信仰をめぐる異説が行われたこともあつて、親鸞は息男の善鸞を下向させた。ところが善鸞が、「日頃の念仏はみな、いたづらごと」であるとし、「第十八願をばしほめる花にとたへる邪説を説くに及ぶや、親鸞は門徒の動搖をしずめるため善鸞を義絶した。この章は、そうした事情を背景に、親鸞の真意を問い合わせるために質すべく上京した関東の弟子に対する返答の言葉と考えられる。

七 親鸞の門弟は常陸に居住する者が最も多かつた。この「おののの」も常陸の門弟と考えられる。常陸から上京するには十数カ国の中を越えねばならない。より伝授されたと東國の門徒に言いふらしていた。

一〇 「南都」は奈良。ここでは奈良の東大寺・興福寺などの諸大寺を意味している。「北嶺」は京の北方の山、比叡山をいうが、ここでは延暦寺・三井寺を指す。

二 仏道を修めて師匠の資格を持つ学僧。

三 自己を「親鸞」と称し第三者的に語るのは、単なる自称ではなく、本願他力のはたらきに撰め取られる。自己の在りようを自覺化したためと考えられる。

三「ただ」は、「唯信」「唯稱」の「唯」にあたる語で、他をかえりみずにひたすら、の意。

歎異批

一建長五年（一二五三）四月、比叡山を下り安房満澄寺に帰つた日蓮は、法華信仰に立つて諸宗破折の説法を始めたが、その際に特に念佛を攻撃し、念佛は無間地獄に墮ちる業因であると力説した。このことは関東の念佛者に大きな衝撃を与えないではおかなかつた。

とひ、法然聖人にすかされ参らせて、念仏して地獄におちたりとも、  
けつて後悔するはずはございません。さらに後悔すべからず候ふ。そのゆゑは、自余の行も励みて仏にな  
なるはずであった巧みな言いくるめをこうむつておちるのありますなれば聖人の  
されたてまつりてといふ後悔もさぶらはめ、いづれの行もおよびが  
できない身ですから、どうあつてもたき身なれば、とても、地獄は、一定、すみかぞかし。  
真裏であらせられるならば  
弥陀の本願せんだうまことにおはしまさば、釈尊の説教しゃくそう虚言なるべからず。  
釈尊の説教が眞實であらせられるならば、善導の御釈虚言し給ふべからず。善導  
せんどうの御釈まことならば、法然の仰せ虚言ならんや。法然の仰せまこと  
ならば、親鸞が申す旨おほし、またもつてむなしかるべきからず。善導  
せん結局のところ、愚身の信心におきてはかくのごとし。この上は、  
詮そらじずるところ、愚身の信心におきてはかくのごとし。この上は、  
念仏信心の立場にたつて他力往生を寄せ申し上げようとも、また捨てんとも、面々の御は  
念仏を取りて信じたてまつらんとも、あなた方のお考  
え次第です  
からひなり」と云々。

や、「親鸞は」徒の動搖をしすめるため善懐を説教した。この章は、そ  
うした事情を背景<sup>きよう</sup>に、親鸞の真意を問い合わせすべく上京した関東の弟  
子に対する返答の言葉と考えられる。

七 親鸞の門弟は常陸に居住する者が最も多かつた。  
この「おのおの」も常陸の門弟と考えられる。常陸か  
ら上京するには十数カ国<sup>こく</sup>の境を越えねばならない。  
八 親鸞自らは「往生極樂」の語をほとんど用いてない。  
これは質問者の言葉をとつて用いたと考えられる。

九 善鸞は、秘密の法文（仏法を説いた文章）を親鸞  
より伝授されたと東國の門徒に言いふらしていた。  
一〇 「南都」は奈良。ここでは奈良の東大寺・興福寺  
などの諸大寺を意味している。「北嶺」は京の北方の  
山、比叡山をいうが、ここでは延暦寺・三井寺を指す。

一一 仏道を修めて師匠の資格を持つ学僧。

一二 自己<sup>じこ</sup>を「親鸞」と称し第三者的に語るのは、單なる自称ではなく、本願他力のはたらきに撰め取られた  
自己の在りようを自覚化したためと考えられる。

一三 「ただ」は、「唯信」「唯称」の「唯」にあたる語  
で、他をかえりみずにひたすら、の意。

一、「おののおの、十余カ國の境を越えて、身命をかへりみずして  
訪ねておいでになられた  
たづねきたらしめ給ふ御ごろざし、ひとへに、往生極樂のみちを  
問ひきかんがためなり。  
知つており、また、法文等をも知りたるらんと、こころにくく思しめし  
存知し。  
ておはしまして侍らんは、大きなる誤りなり。もししからば、南都  
北嶺にも、ゆゆしき学匠たち多くおはせられ候ふなれば、かの人  
にもあひたてまつりて、往生の要、よくよく聞かるべきなり。  
驚におきては、ただ念佛して、弥陀にたすけられ参らすべしと、よ  
き人の仰せをかぶりて、信するほかに、別の子細なきなり。  
念佛は、まことに、淨土に生るるたねにてや侍るらん、また、地  
獄におつべき業にてや侍るらん、総じてもつて存知せざるなり。  
たゞ